

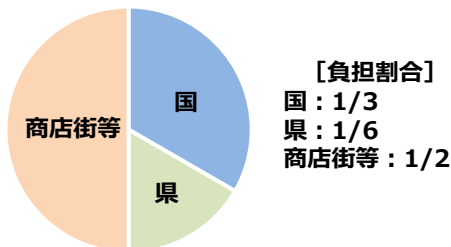
商店街災害復旧事業

(富山県商店街災害復旧等事業費補助金)

令和6年能登半島地震により被災したアーケード、共同施設、街路灯などの設備の改修等に要する費用を補助します。

補助対象

- ・対象者 **商店街等組織**
- ・補助額 **上限額・下限額なし**
- ・補助率 **1/2 (国1/3、県1/6)**



【復旧支援イメージ】

- アーケードの復旧
- アーケード、街路灯の照明の復旧
- 防犯カメラ設備の復旧
- 駐車場の復旧
- 商店街への来街を妨害するような障害物の除去 等
- 街路灯の復旧
- 路面舗装の復旧
- イベント広場の復旧
- 共同店舗の復旧

※資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地、排土費を含む。

交付申請受付期間

令和6年2月28日(水)～令和6年5月10日(金)

【一次締切】令和6年4月8日(月)までに交付申請書類を富山県へご提出ください。
4月26日までに審査・交付決定を行います。

⇒事業実施期間：交付決定日から令和7年3月19日まで

【二次締切】令和6年5月10日(金)までに交付申請書類を富山県へご提出ください。
5月31日までに審査・交付決定を行います。

⇒事業実施期間：交付決定日から令和7年3月19日まで

※既に復旧事業を行った商店街等組織におかれても、上記の受付期間内に交付申請の手続きをお願いします。

※5月10日以降については、詳細決まり次第交付申請受付を行う予定です。

注意点

- ✓ 復旧する施設や設備が被災したことを証明する資料の提出が必要です。証明に当たっては、原則、**罹災証明書(被災証明書)**の提出が必要になりますが、取得が困難な場合は、**写真等での代替も可能**です。
- ✓ 能登半島地震に伴う災害の発生以降(令和6年1月1日)、**交付決定前に実施した施設等の復旧事業**についても、**適正と認められる場合は、補助金の交付の対象と認められる**場合があります。
- ✓ 個店や組織化されていない有志の団体の施設・設備等の改修費は補助対象外です。

手続きの流れ

※今後、提出書類に変更が生じる場合がございますので、ご注意ください。

既に復旧事業を行った
商店街等組織

【主な提出書類】

- 交付申請書
- 被災を証する書類
・罹災(被災)証明書、詳細写真等
- 被災前の状況を証する書類
(例)
・固定資産課税台帳、原価償却計算書(税務申告書)、工事請負契約書、売買契約書等
- 災害復旧費に係る書類
・復旧事業に係る見積書の写し
・復旧事業に係る請負契約書の写し
・復旧事業に係る支払関係資料
・工事等完了届及び工事等完了写真

富山県

これから復旧事業を計画する
商店街等組織

【主な提出書類】

- 交付申請書
- 被災を証する書類
・罹災(被災)証明書、詳細写真等
- 被災前の状況を証する書類
(例)
・固定資産課税台帳、原価償却計算書(税務申告書)、工事請負契約書、売買契約書等
- 災害復旧費に係る書類
・2者以上の見積書の写し
(一式計上する場合は、積算数量計算書の写し)

富山県

※申請に必要な提出書類一式については交付申請要領等をご確認の上、ご準備をお願いします。

お問い合わせ先

中部経済産業局流通・サービス産業課 商業振興室
Tel. 052-951-0597

中小企業庁経営支援部 商業課
Tel. 03-3501-1511

富山県商工労働部 地域産業支援課
Tel. 076-444-3253